

農薬の使用回数について

1 農薬の成分使用回数について

農薬には、「農薬自体の使用回数」と、「その農薬が含む有効成分の総使用回数」があり、そのどちらの回数も超えて使用することができない。

例として、きゅうりに登録のある農薬の適用表を2剤、以下に示す。

① ゲッター水和剤（有効成分：ジエトフェンカルブ、チオファネートメチル）

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	ジエトフェンカルブを含む農薬の総使用回数	チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数	使用方法
きゅうり	褐斑病 菌核病 炭疽病 灰色かび病	1500倍	100～300L /10a	収穫前日まで	5回以内	5回以内	6回以内 (種子への処理は1回以内、は種後は5回以内)	散布

(2019年7月1日現在の登録内容であり、実際の農薬使用時は、最新の登録内容に基づき使用すること)

② スミブレンド水和剤（有効成分：ジエトフェンカルブ、プロシミドン）

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	ジエトフェンカルブを含む農薬の総使用回数	プロシミドンを含む農薬の総使用回数	使用方法
きゅうり	褐斑病 灰色かび病	1500～2000倍	150～300L /10a	収穫前日まで	5回以内	5回以内	6回以内 (常温煙霧は2回以内)	散布
	菌核病	1500倍						

(2019年7月1日現在の登録内容であり、実際の農薬使用時は、最新の登録内容に基づき使用すること)

きゅうりの栽培期間（は種～収穫終了）で、①（ゲッター水和剤）と②（スミブレンド水和剤）を使用する場合には、それぞれの農薬の使用回数（ともに5回以内）だけでなく、共通する成分である「ジエトフェンカルブ」の総使用回数5回を守らなければならない。

したがって、きゅうりを栽培する際に、上記2剤のみを使用すると仮定すると、①と②の合計使用回数は5回以内ということになる。

なお、①（ゲッター水和剤）の総使用回数の欄に「チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数」について「6回以内（種子への処理は1回以内、は種後は5回以内）」とあるが、これは、①に種子への処理について登録があるという意味ではなく、チオファネートメチルを含む種子消毒剤（ホーマイ水和剤など）を使用する場合、1回まで使用できるという意味であるので注意する（ゲッター水和剤の使用方法は散布のみ）。

同様に、②（スミブレンド水和剤）についても常温煙霧の登録があるという意味ではなく、プロシミドンを含む常温煙霧の登録がある薬剤（スミレックス水和剤）を使用する場合、2回まで常温煙霧処理が可能という意味である。

2 種苗への農薬の使用回数について

農作物に使用された農薬の使用回数は、栽培期間全体でのカウントとなる。

また、生産者は、種や苗を購入して農作物を栽培する際、種苗に表示されている有効成分ごとの農薬の使用回数と、購入後に使用する有効成分ごとの農薬の使用回数の合計が、農薬の有効成分毎の総使用回数を超えないようにしなければならない。

このため、種苗業者は種苗を販売する際には、農薬使用履歴を表示しなければならない。

○ 種苗業者が種苗を販売する際に表示しなければならない内容

① 食用又は飼料作物等の種苗の場合

- ・ 農薬を使用した旨
- ・ 使用した農薬に含有する有効成分の種類
- ・ 種類ごとの使用回数

② 食用作物等以外の種苗の場合

- ・ 農薬を使用した旨
- ・ 使用した農薬中に含有する有効成分の種類

○ 種苗への表示例（トマトの場合）

（例1）種子販売業者の表示

種子消毒で、ベンレートT水和剤20を1回粉衣した場合

(種類)トマト	(品種名)〇〇
生産地	〇〇県 数量 〇ml
生産月日	平成〇年〇月
発芽率	平成〇年〇月現在〇%
〇〇種苗株式会社	
〇〇県〇〇市〇〇	
チウラム処理済	粉衣 1回
ベノミル処理済	粉衣 1回

（例2）苗生産業者の表示

スタークル粒剤を、1回株元散布した場合

納品書	
1 トマト苗 100株	(品種名 〇〇) (生産地 〇〇県)
〇〇種苗株式会社	
〇〇県〇〇市〇〇	
使用農薬	
チウラム(種子粉衣)	1回
ベノミル(種子粉衣)	1回
ジノテフラン(株元散布)	1回

※ 苗生産業者が、他の種苗業者に販売する場合には、納品書や輸送箱などへの添付等でのよい

（例3）小売業者の表示

トマト苗	品種名 〇〇	生産地 〇〇県
使用農薬		
チウラム(種子粉衣)	1回	
ベノミル(種子粉衣)	1回	
ジノテフラン(株元散布)	1回	
〇〇種苗株式会社		
〇〇県〇〇市〇〇		

※ 店頭販売の場合、購入者が見やすい方法で表示していればよい